

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が增大している現状を踏まえて、平成30年度から令和2年度までの第7期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。

【第7期（平成30年度～令和2年度）保険料額 保険料基準額（年額） 71,400円】

※参考：第6期（平成27年～29年度）保険料基準額（年額） 66,000円

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は、消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

※（ ）は前年度の割合および年額です。

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）	
第1段階	①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者 ③町民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.375 (0.45)	26,770円 (32,130円)	
第2段階	町民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.625 (0.75)	44,620円 (53,550円)	
第3段階	町民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.725 (0.75)	51,760円 (53,550円)	
第4段階	町民税課税世帯で本人に町民税が課税されていない	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.90	64,260円
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.00	71,400円
第6段階	本人に町民税が課税されていて、前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.20	85,680円	
第7段階	本人に町民税が課税されていて、前年の合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	92,820円	
第8段階	本人に町民税が課税されていて、前年の合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	107,100円	
第9段階	本人に町民税が課税されていて、前年の合計所得金額が年間300万円以上の方	基準額×1.70	121,380円	

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

※第1段階、第2段階、第3段階の年額に生じた10円未満の端数は切り捨てています。

○介護保険料の納め方

年齢等	介護保険料の納め方
40～64歳の方（第2号被保険者）	加入している医療保険の保険料と合わせて納めます
65歳以上の方	<p>受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）</p> <p>特別徴収で納めます 年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。</p> <p>受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など</p> <p>普通徴収で納めます</p> <p>役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。</p> <p>納付場所 各総合支所・出張所、納付書に記載された町の指定金融機関、コンビニ等で納めます。</p> <p>※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで閉じたもの等、納付できないものもあります。コンビニで納付できない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。</p> <p>※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。</p>

△保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

※平成31年度（令和元年度）介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

■問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820（73）5503